被害の状況別に解雇予告手当の支払い義務

被害の状況	解雇予告手当の支払い義務
事業場の施設・設備が直接的な被害を受けたために事業の全部または大部分の継続が不可能となった場合	「天災事変その他やむを得ない事由」のために「事業の継続が不可能となった場合」に該当します。労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告や解雇予告手当の支払いは不要です。
事業場の施設・設備が直接的な被害を受けていない場合	原則として「天災事変その他やむを得ない事由」のために「事業の継続が不可能となった場合」による解雇に該当しません。 解雇予告や解雇予告手当の支払いは必要となります。